

育児短時間勤務職員の年次休暇の計算について

1. 年度当初に勤務形態を変更する場合

「今年度の年休付与日数」 + 「直近の勤務形態からの繰越日数」

2. 年度途中に勤務形態を変更する場合

「勤務形態変更後の年休付与日数」 + 「直近の勤務形態からの繰越日数」

1 年度当初に勤務形態を変更する場合の年次休暇の計算

「今年度の年休付与日数」と「直近の勤務形態からの繰越日数」をそれぞれ計算し、合算する。

(1) 今年度の年休付与日数の計算

勤務形態に応じて下表の日数を付与する。

育児短時間の勤務形態	1週間の勤務時間 (分)	1日の勤務時間 (分)	今年度年休付与日数 (分)
7 h 45m × 2日 + 3 h 55m × 1日	19 h 25m (1165m)	7 h 45m (465m)	11日 (5115m)
3 h 55m × 5日	19 h 35m (1175m)	3 h 55m (265m)	20日 (4700m)
7 h 45m × 3日	23 h 15m (1395m)	7 h 45m (465m)	12日 (5580m)
4 h 55m × 5日	24 h 35m (1475m)	4 h 55m (295m)	20日 (5900m)

フルタイム勤務	1週間の勤務時間 (分)	1日の勤務時間 (分)	今年度年休付与日数 (分)
7 h 45m × 5日	38 h 45m (2325m)	7 h 45m (465m)	20日 (9300m)

(2) 直近の勤務形態からの繰越日数の計算

直近の勤務形態の年休残日数を分単位に換算し、換算後の年休残日数に勤務時間規則別表3で定める率を乗じる。

【計算例】直近の勤務形態の年休残日数が10日2時間である場合 ※1日の勤務時間によって分換算した日数は異なる。下記留意点参照。

規則別表3で定める区分		育児短時間勤務前後の働き方		繰越日数の計算(分換算)
		直近の勤務形態	当年度初	
①	斉一型⇒斉一型	フルタイム	7h45m×3日	率：当年度育児短時間勤務の週勤務日数÷直近の勤務形態フルタイム週勤務日数 残日数4770m×3d/5d=2862m=繰越日数6日1時間12分
		フルタイム	4h55m×5日	率：当年度育児短時間勤務の週勤務時間÷直近の勤務形態フルタイム週勤務時間 残日数4770m×295m/465m=3027m=繰越日数10日1時間17分
		3h55m×5日	4h55m×5日	率：当年度育児短時間勤務の週勤務時間÷直近の勤務形態の週勤務時間 残日数2470m×295m/235m=3101m=繰越日数10日2時間31分
②	斉一型⇒不斉一型	フルタイム	7h45m×2日 +3h55m×1日	率：当年度育児短時間勤務の週勤務時間÷直近の勤務形態フルタイム週勤務時間 残日数4770m×1165m/2325m=2391m=繰越日数5日1時間6分
		3h55m×5日	7h45m×2日 +3h55m×1日	率：当年度育児短時間勤務の週勤務時間÷直近の勤務形態の週勤務時間 残日数2470m×1165m/1175m=2449m=繰越日数5日2時間4分
③	斉一型以外⇒斉一型	7h45m×2日 +3h55m×1日	7h45m×3日	率：当年度育児短時間勤務の週勤務時間÷直近の勤務形態の週勤務時間 残日数4770m×1395m/1165m=5712m=12日2時間12分 12日2時間12分>前年度付与日数11日より繰越日数11日
		7h45m×2日 +3h55m×1日	フルタイム	率：当年度育児短時間勤務の週勤務時間÷直近の勤務形態の週勤務時間 残日数4770m×2325m/1165m=9520m=20日3時間40分 20日3時間40分>前年度付与日数11日より繰越日数11日

【留意点】

- ・勤務時間が日によって異なる場合、最も勤務時間が長い日の勤務時間を年休1日分の時間とする。
(運用通知第8条関係④)
- ・繰越日数の上限は、直近の勤務形態で付与された日数。
(勤務時間規則§8④)
- ・計算結果の端数は小数点第1位を切り上げる。

【勤務時間によって分換算は異なる】

例) 年休残日数が10日2時間の場合

1日の勤務時間が7h45m (=465m)
465m×10+2h×60=4770m

1日の勤務時間が4h55m (=295m)
295m×10+2h×60=3075m

1日の勤務時間が3h55m (=265m)
265m×10+2h×60=2470m

2 年度途中で勤務形態を変更する場合の計算

「勤務形態変更後の年休付与日数（変更後付与日数）」と「直近の勤務形態からの繰越日数」をそれぞれ計算し、合算する。

（1）勤務形態変更後の年休付与日数の計算（勤務時間規則 § 8 の 2）

直近の勤務形態で付与された日数(A)と今回の勤務形態開始日の前日（＝直近の勤務形態の終期）の年休残日数(B)を比較。少ない方の日数を分換算し、勤務時間規則別表 3 で定める率を乗じて変更後付与日数を算出する。

【計算例】年度途中でフルタイム勤務から育児短時間勤務（7 h 45m × 2 日 + 3 h 55m）に勤務形態を変更した場合

直近の勤務形態で付与された日数(A)は20日、育児短時間勤務開始日の前日（フルタイム勤務最終日）の年休残日数は30日(B)とする。

①直近の勤務形態で付与された日数(A)と今回の勤務形態開始日の前日（＝直近の勤務形態の終期）の年休残日数(B)を比較

20日(A) < 30日(B)より、少ない方の日数は20日。

②少ない方の日数を分換算

勤務形態変更後の1日の勤務時間は7 h 45m（＝465m）より、20日を分換算すると $465\text{m} \times 20 = 9300\text{m}$ 。

③勤務時間規則別表 3 で定める率を乗じる

勤務時間規則別表 3 で定める率は、 $1165/2325$ （勤務形態変更後の1週間の勤務時間1165m/変更前の1週間の勤務時間2325m）。

変更後付与日数 = $9300\text{m} \times 1165/2325 = 4660\text{m} = 10\text{日}10\text{分}$ （＝ $4660 \div 465$ ）

(2) 直近の勤務形態からの繰越日数の計算（勤務時間規則 § 9）

年休残日数から付与残日数（直近の勤務形態で付与された日数と今回の勤務形態開始日の前日（＝直近の勤務形態の終期）の年休残日数のうち少ない方の日数）を減じて繰越残日数を算出。

繰越残日数を分換算し、勤務時間規則別表3で定める率を乗じて算出する。

【計算例】年度途中にフルタイム勤務から育児短時間勤務（7 h 45m × 2 日 + 3 h 55m）に勤務形態を変更した場合
直近の勤務形態で付与された日数(A)は20日、育児短時間勤務開始日の前日（フルタイム勤務最終日）の年休残日数は30日(B)とする。

①付与残日数の計算

直近の勤務形態で付与された日数20日(A)、年休残日数30日(B)。

20日(A) < 30日(B)より、付与残日数(C)は20日。

②繰越残日数の計算

繰越残日数 = 年休残日数(B) - 付与残日数(C) = 30日 - 20日 = 10日

③繰越残日数を分換算

勤務形態変更後の1日の勤務時間は7 h 45m（＝465m）より、10日を分換算すると465m × 10 = 4650m。

④勤務時間規則別表3で定める率を乗じる

勤務時間規則別表3で定める率は、1165/2325（勤務形態変更後の1週間の勤務時間1165m/変更前の1週間の勤務時間2325m）。

直近の勤務形態からの繰越日数 = 4650m × 1165/2325 = 2330m = 5日5分（＝2330 ÷ 465）

【計算例】 今回の勤務形態開始日の前日（＝直近の勤務形態の終期）の年休残日数30日である場合
 （⑥のみ直近の勤務形態の年休残日数が10日である場合） ※1日の勤務時間によって分換算した日数は異なる。下記留意点参照。

規則別表3で定める区分		育児短時間勤務開始前後の働き方		繰越日数の計算（分換算）
		直近の勤務形態	当年度初	
①	斉一型⇒斉一型	フルタイム	4h55m×5日	率：育児短時間勤務の1日勤務時間÷フルタイム1日勤務時間 （1）直近の勤務形態付与日数20日（＝465m×20＝9300m）＜年休残日数30日 9300m×295m/465m＝付与日数5900m（＝5900m/295m＝20日） （2）繰越残日数＝残日数30日-付与残日数20日（20日＜30日）＝10日（＝4650m） 4650m×295m/465m＝繰越日数2950m（＝2950m/295m＝10日）
		3h55m×5日	4h55m×5日	率：変更後育児短時間勤務の週勤務時間÷変更前育児短時間勤務の1日勤務時間 （1）直近の勤務形態付与日数20日（＝235m×20＝4700m）＜年休残日数30日 4700m×295m/235m＝付与日数5900m（＝5900m/295m＝20日） （2）繰越残日数＝残日数30日-付与残日数20日（20日＜30日）＝10日（＝2350m） 2350m×295m/235m＝繰越日数2950m（＝2950m/295m＝10日）
②	斉一型⇒不斉一型	フルタイム	7h45m×2日 +3h55m×1日	率：育児短時間勤務の週勤務時間÷フルタイム週勤務時間 （1）直近の勤務形態付与日数20日（＝465m×20＝9300m）＜年休残日数30日 9300m×1165m/2325m＝付与日数4660m（＝4660m/465m＝10日10分） （2）繰越残日数＝残日数30日-付与残日数20日（20日＜30日）＝10日（＝4650m） 4650m×1165m/2325m＝繰越日数2330m（＝2330m/465m＝5日5分）
		3h55m×5日	7h45m×2日 +3h55m×1日	率：変更後育児短時間勤務の週勤務時間÷変更前育児短時間勤務の1日勤務時間 （1）直近の勤務形態付与日数20日（＝235m×20＝4700m）＜年休残日数30日 4700m×1165m/1175m＝付与日数4660m（＝4660m/465m＝10日10分） （2）繰越残日数＝残日数30日-付与残日数20日（20日＜30日）＝10日（＝4650m） 4650m×1165m/1175m＝繰越日数4611m（＝4611m/465m＝9日7時間6分）
③	斉一型以外⇒斉一型	7h45m×2日 +3h55m×1日	フルタイム	変更後育児短時間勤務の週勤務時間÷変更前育児短時間勤務の1日勤務時間 （1）直近の勤務形態付与日数11日（＝465m×11＝5115m）＜年休残日数30日 5115m×2325m/1165m＝10209m＝21日7時間24分 21日7時間24分＞付与日数の上限20日より付与日数20日 （2）繰越残日数＝残日数30日-付与残日数20日（20日＜30日）＝10日（＝4650m） 4650m×2325m/1165m＝繰越日数9281m（＝9281m/465m＝19日7時間26分）
		7h45m×2日 +3h55m×1日	7h45m×3日	率：変更後育児短時間勤務の週勤務時間÷変更前育児短時間勤務の1日勤務時間 （1）直近の勤務形態付与日数11日＞年休残日数（＝465m×10＝4650m） 4650m×1395m/1165m＝5569m＝付与日数11日7時間34分 （2）繰越残日数＝残日数10日-付与残日数10日（10日＜11日）＝0日

- 【留意点】
- ・勤務時間が日によって異なる場合、最も勤務時間が長い日の勤務時間を年休1日分の時間とする。
 （運用通知第8条関係④）
 - ・付与日数の上限は、9300m。
 （運用通知第8条関係）
 - ・繰越日数の上限は、直近の勤務形態で付与された日数。
 （勤務時間規則§8④）
 - ・計算結果の端数は小数点第1位を切り上げる。

【勤務時間によって分換算は異なる】
 例）年休残日数が10日2時間の場合

1日の勤務時間が7h45m（＝465m）
 465m×10+2h×60＝4770m

1日の勤務時間が4h55m（＝295m）
 295m×10+2h×60＝3075m

1日の勤務時間が3h55m（＝265m）
 265m×10+2h×60＝2470m

■ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則 別表第三(§ 8の2、§ 9関係)

区分	率
当該年において付与日数が最大となる時(以下「最大となる時」という。)において 斉一勤務型職員が斉一勤務型に変更される場合	勤務形態の変更後における一週間の勤務日の日数を最大となる時における一週間の勤務日の日数 で除して得た率
最大となる時において斉一勤務型職員以外の職員が不斉一勤務型に変更される場合	勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を最大となる時における一週間当 たりの勤務時間の時間数で除して得た率
最大となる時において斉一勤務型職員が不斉一勤務型に変更される場合	勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を最大となる時における一週間当 たりの勤務時間の時間数(勤務日ごとの勤務時間の時間数が七時間四十五分未満の場合は、七時間四 十五分とみなして得た一週間当たりの勤務時間の時間数とする。)で除して得た率
最大となる時において斉一勤務型職員以外の職員が斉一勤務型に変更される場合	勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数(勤務日ごとの勤務時間の時間数が七 時間四十五分未満の場合は、七時間四十五分とみなして得た一週間当たりの勤務時間の時間数とす る。)を最大となる時における一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

- 備考 1 「斉一勤務型」とは、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である勤務をいう。
2 「不斉一勤務型」とは、斉一勤務型以外の勤務をいう。

■ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則 別表第四(§ 8の2、§ 9関係)

区分	率
斉一勤務型職員が斉一勤務型に変更される場合	勤務形態の変更後における一週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における一週間の勤務日の 日数で除して得た率
斉一勤務型職員以外の職員が不斉一勤務型に変更される場合	勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における一週間 当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
斉一勤務型職員が不斉一勤務型に変更される場合	勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における一週間 当たりの勤務時間の時間数(勤務日ごとの勤務時間の時間数が七時間四十五分未満の場合は、七時間 四十五分とみなして得た一週間当たりの勤務時間の時間数とする。)で除して得た率
斉一勤務型職員以外の職員が斉一勤務型に変更される場合	勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数(勤務日ごとの勤務時間の時間数が七 時間四十五分未満の場合は、七時間四十五分とみなして得た一週間当たりの勤務時間の時間数とす る。)を当該勤務形態の変更前における一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

- 備考 1 第九条第二項を適用する場合にあっては、同表中「当該年」とあるのは「当該年の前年」と読み替えるものとする。
2 第九条第三項を適用する場合にあっては、同表中「当該年」とあるのは「当該年の前年又は当該年」と読み替えるものとする。
3 別表第三の備考の規定は、この表についても適用する。

根拠規定の解説（年度当初に勤務形態を変更する場合の年次休暇の計算）

■ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則 § 8

条例第十三条第一項本文の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- 一 一週間当たりの勤務日の日数が五日以上又は一週間当たりの勤務時間が三十時間以上の職員 二十日
- 二 前号に掲げる職員以外の職員のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一の職員 二十日に一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数
- 三 前二号に掲げる職員以外の職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第十条第一項第四号の勤務の形態により勤務する育児短時間勤務職員等 十一日
- 四 前三号に掲げる職員以外の職員 任命権者が人事委員会と協議して定める日数
(略)

4 条例第十三条第五項の人事委員会規則で定める日数は、一の年における年次休暇の二十日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、第一項の規定により得られた同項各号のいずれかの日数)を超えない範囲内の残日数とする。ただし、次条により年次休暇の日数を変更した場合であって、当該年の翌年の初日に一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されないときは、同条の規定により得られた日数を超えない範囲内の残日数とし、同条第一項各号に掲げる場合であって、当該年の翌年の初日に勤務形態が変更されるときは、人事委員会が別に定める日数とする。

【解説】

条文に登場する勤務時間条例 § 13⑤は年休繰越しに関する規定。「当該年(直近の勤務形態の年度を指す)の付与日数と当該年の翌年の初日前(育児短時間勤務開始前の年度末の事を指す)における残日数のいずれか少ない日数」とは、例えば当該年付与日数が20日で、育児短時間勤務開始前の年度末時点の残が30日であった場合、20日分が「いずれか少ない日数」にあたる。つまり前年の付与日数が上限となる。

同様に当該年付与日数が20日で、育児短時間勤務開始前の年度末時点の残が15日であった場合、15日が「いずれか少ない日数」となる。どちらも時間単位に換算して計算。

※規則の用語の説明

「いずれか少ない日数」のことを「付与残日数」と呼ぶ。この付与残日数に別表第3で定める率を乗じて算出した日数の事を「変更後付与日数」と呼ぶ。

■ 勤務時間、休日、休暇等に関する規則の運用通知 第8条関係

6 第4項の「人事委員会が別に定める日数」は、次の各号に定めるところによる。

(1) 当該年において第8条の2第1項又は第2項の適用がない場合においては、当該年の付与日数と当該年の翌年の初日前における残日数のいずれか少ない日数に規則の別表第3の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率(1未満の場合は、1とする)を乗じて得た日数(20日を超えるときは、20日とする。)とする。

【解説】

「当該年において § 8 の 2 ①又は②の適用がない場合」とは、「年度初日後に勤務形態を変更しない場合 = 年度初日に勤務形態を変更する場合」ということ。

根拠規定の解説（勤務形態変更後の年休付与日数（変更後付与日数）の計算）

■ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則 § 8 の 2（付与された年次休暇日数の変更）

次の各号に掲げる場合において、勤務形態が当該年の初日(略)後に変更されるとき(当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときを除く。)の当該変更の日以後における職員の条例第十三条第一項に規定する年次休暇の日数(以下この条において「付与日数」という。)は、付与日数又は当該変更の前日における年次休暇の残日数(以下この条及び次条において「残日数」という。)のいずれか少ない日数(以下「付与残日数」という。)に別表第三の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た日数(付与残日数未満のときは、付与残日数とする。以下「変更後付与日数」という。)とする。

- 一 育児短時間勤務職員等以外の職員が育児短時間勤務(条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)を始める場合
- 二 育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする育児短時間勤務を始める場合
- 三 育児短時間勤務職員等が育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務を終える場合

2 前項各号に掲げる場合において、勤務形態が当該年の初日後に変更されるとき(当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときに限る。)の当該変更の日以後における職員の付与日数は、変更後付与日数(当該年においてこの項を適用した場合は、当該変更の直前の変更時にこの項の規定により得られた日数とする。以下同じ。)又は残日数のいずれか少ない日数(以下「変更後付与残日数」という。)に別表第四の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た日数(変更後付与残日数未満のときは、変更後付与残日数とする。)とする。

3 前二項の場合においては、日数として分の単位まで算定するものとし、その算定により得られた日数に一分未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。ただし、その日数が二十日を超えるときは、二十日とする。

■ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則運用通知 第 8 条の 2 関係

第 1 項及び第 2 項の計算に際しては、次の手順のとおり、付与残日数（第 2 項を適用する場合は、変更後付与残日数とする。以下この条において同じ。）を分単位に換算した上で率を乗じ、得られた分単位の時間数を日数に換算するものとする。

- (1) 付与残日数のうち 1 日に満たない残余の時間を除いた日数については、勤務日ごとの勤務時間数にかかわらず、1 日を 465 分として分単位への換算を行う。
- (2) 付与残日数のうち 1 日に満たない残余の時間については、当該時間数を分単位に換算した上で、465 を変更前の（第 2 項を適用する場合は、「変更前の」を「当該年において付与日数が最大となるときにおける」と読み替えるものとする。）分単位に換算した年次休暇 1 日当たりの換算時間数で除して得た率を乗じることにより、分単位への換算を行う。
- (3) 前 2 号で得られた分単位の時間数を合算して得られた時間数に規則の別表第 3（第 2 項を適用する場合は、規則の別表第 4 とする。）の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率（1 未満の場合は、1 とする。）を乗じる。
- (4) 前号で得られた分単位の時間数について、465 分を 1 日として日単位への換算を行う。
- (5) 前号の計算の際、1 日に換算できない残余の時間については、465 を変更後の分単位に換算した 1 日当たりの年次休暇時間数で除して得た率を乗じた上で、時間単位及び分単位への換算を行う。
- (6) 1 分未満の端数処理は、前号の計算の際に行うものとする。

【解説】

育短開始年度初日の年休付与日数と、育短開始前日の残日数を比べて、少ない方の日数に別表 3 の率を乗ずる。

同条第 2 項については、「当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときに限る。」

⇒つまり育児短時間勤務者が、年度途中で以前の勤務形態（フルタイム勤務等）に戻る場合に適用される。その際の年休残の計算も、別表 3 の表にある率を年休残に乗ずる。

根拠規定の解説（直近の勤務形態からの繰越日数の計算）

■ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則 § 9（繰り越された年次休暇日数の変更）

前条第一項各号に掲げる場合において、勤務形態が当該年の初日後に変更されるとき（当該年の前年の初日（当該年の前年の初日から当該年の初日の前日までに新たに職員となった者は、新たに職員となった日とする。以下同じ。）後に当該変更前の勤務形態を始めたときを除く。）の当該変更の日以後における職員の条例第十三条第五項の規定により繰り越された年次休暇の日数（以下「繰越日数」という。）は、残日数から付与残日数を減じて得た日数（以下「繰越残日数」という。）に別表第三の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た日数（繰越残日数未満のときは、繰越残日数とする。）とする。

2 前条第一項各号に掲げる場合において、勤務形態が当該年の初日後に変更されるとき（当該年の前年の初日から当該年の初日の前日までに当該変更前の勤務形態を始めたときに限る。）の当該変更の日以後における職員の繰越日数は、繰越残日数に別表第四の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た日数（繰越残日数未満のときは、繰越残日数とする。）とする。

3 前条第一項各号に掲げる場合において、勤務形態が当該年の初日後に変更されるとき（当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときに限る。）の当該変更の日以後における職員の繰越日数は、残日数から変更後付与残日数を減じて得た日数（以下「変更後繰越残日数」という。）に別表第四の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た日数（変更後繰越残日数未満のときは、変更後繰越残日数とする。）とする。

4 前条第三項の規定は、前三項の規定による日数の算定について準用する。

■ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則運用通知 第9条関係

第1項、第2項及び第3項の計算に際しては、第8条の2関係の手順のとおり、繰越残日数（第3項を適用する場合は、変更後繰越残日数とする。）を分単位に換算した上で率を乗じ、得られた分単位の時間数を日数に換算するものとする。

【解説】

勤務時間規則 § 9①の「当該年の前年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときを除く。」について、「前年度や当該年度初日以降はフルタイム勤務だったが、当該年度途中から育児短時間勤務を始める場合は除かれない」ので、年度途中から育児短時間勤務を始める場合は別表3の率を適用。

勤務時間規則 § 9②の「当該年の前年の初日から当該年の初日の前日までに当該変更前の勤務形態を始めたときに限る」とは、当該年度中に勤務形態を変更かつ、前年度中に変更前の勤務形態を始めたときという意味。「年度途中の勤務形態の変更」はこれにあたらぬ。